

(2) 日本鉄道共済組合

(百万円)

年度	収 入							支 出					収支残	年度末 積立金	
	拠出保険料 掛金 (本人負担)	収入等 負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調 整 交付金	長期 財政調整 交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間 調整 拠出金	長期 財政調整 支出			その他 支出
昭和 45	17,797	54,864	15,515	-	-	-	0	88,176	53,431	-	-	11	53,442	34,734	259,342
46	20,875	64,706	17,966	-	-	-	0	103,547	64,195	-	-	10	64,205	39,343	298,782
47	23,133	74,043	20,625	-	-	-	0	117,802	75,955	-	-	9	75,964	41,838	340,709
48	26,346	86,984	23,252	-	-	-	2	136,583	95,356	-	-	17	95,373	41,210	382,010
49	33,332	113,414	29,198	-	-	-	26	175,969	131,486	-	-	33	131,519	44,450	426,570
50	37,759	132,290	30,696	-	-	-	4	200,749	182,931	-	-	42	182,972	17,777	444,492
51	43,922	155,512	30,182	-	-	-	0	229,615	238,394	-	-	72	238,466	-8,851	435,795
52	46,973	175,092	28,927	-	-	-	0	250,992	287,292	-	-	51	287,343	-36,351	399,634
53	56,148	257,781	30,998	-	-	-	0	344,927	336,559	-	-	73	336,632	8,296	408,082
54	57,050	286,017	32,613	-	-	-	0	375,680	382,949	-	-	73	383,022	-7,342	400,990
55	58,197	324,467	34,148	-	-	-	0	416,813	433,529	-	-	91	433,621	-16,808	384,313
56	69,368	395,967	34,214	-	-	-	0	499,549	503,951	-	-	136	504,087	-4,538	380,007
57	71,688	468,939	34,039	-	-	-	0	574,666	575,342	-	-	180	575,522	-856	379,461
58	74,476	541,451	34,563	-	-	-	0	650,491	642,819	-	-	152	642,972	7,519	387,270
59	83,126	622,745	35,806	-	-	-	0	741,676	691,055	-	-	176	691,231	50,446	437,846
60	82,834	599,857	36,944	-	-	17,088	0	736,723	755,060	-	-	142	755,202	-18,478	419,587
61	71,482	550,352	34,012	33,431	-	34,195	846	724,317	751,262	35,946	-	133	787,340	-63,023	356,820
62	59,766	620,593	21,533	52,458	-	47,770	256	802,375	846,992	40,287	-	31	887,309	-84,934	270,128
63	60,543	637,542	18,838	79,638	-	61,373	63	857,996	847,574	34,156	-	11	881,741	-23,745	240,814
平成 元	62,922	632,984	17,223	88,925	-	72,489	59	874,602	845,469	28,775	-	8	874,252	351	238,801
2	71,094	599,461	11,512	94,963	135,200	8,000	54	920,284	848,504	35,208	39,367	0	923,079	-2,795	234,473
3	76,683	591,935	11,300	111,375	168,025	8,000	127	967,443	854,762	38,666	53,025	1,183	947,636	19,807	254,280
4	80,838	585,989	11,387	129,119	173,807	8,000	143	989,283	864,372	42,954	58,807	11	966,143	23,139	277,420
5	83,976	592,597	10,578	145,385	159,201	4,000	159	995,896	865,296	46,096	62,201	41	973,634	22,262	299,682
6	86,513	599,603	10,557	164,945	164,331	4,000	337	1,030,287	872,893	48,079	67,331	16	988,319	41,967	341,649
7	92,683	615,472	8,751	183,994	136,602	2,000	258	1,039,761	885,598	52,538	74,602	17	1,012,756	27,005	368,654
8	94,133	601,037	26,393	190,411	143,796	2,000	368	1,058,138	873,700	56,321	81,796	115	1,011,933	46,206	414,860

(注) 1. 日本鉄道共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。

(3) 日本電信電話共済組合

(百万円)

年度	収 入							支 出					収支残	年度末 積立金	
	拠出保険料 掛金 (本人負担)	収入等 負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調 整 交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間 調整 拠出金	長期 財政調整 支出	その他 支出			合計
昭和 45	8,726	22,384	9,364	-	-	1,704	42,177	11,836	-	-	-	177	12,013	30,164	182,602
46	10,429	26,865	11,538	-	-	2,028	50,859	14,206	-	-	-	214	14,420	36,439	219,402
47	12,240	31,532	13,692	-	-	2,743	60,208	16,567	-	-	-	265	16,831	43,377	263,473
48	14,672	37,796	15,410	-	-	2,811	70,690	20,928	-	-	-	305	21,233	49,457	312,933
49	19,521	50,287	19,223	-	-	4,062	93,093	27,972	-	-	-	391	28,364	64,730	377,815
50	22,782	58,689	23,143	-	-	5,598	110,213	37,851	-	-	-	624	38,476	71,738	449,554
51	26,018	66,128	27,414	-	-	6,016	125,576	48,306	-	-	-	577	48,883	76,692	526,251
52	28,629	72,765	32,807	-	-	6,881	141,083	58,008	-	-	-	606	58,614	82,469	608,723
53	30,068	76,422	36,301	-	-	7,913	150,703	66,894	-	-	-	684	67,577	83,126	691,850
54	31,559	83,800	40,206	-	-	9,078	164,643	75,676	-	-	-	804	76,480	88,163	780,024
55	33,004	90,327	46,987	-	-	10,574	180,893	87,070	-	-	-	876	87,946	92,946	872,983
56	38,314	100,063	51,219	-	-	12,470	202,066	101,452	-	-	-	988	102,440	99,627	972,622
57	40,335	109,844	60,058	-	-	13,473	223,710	118,073	-	-	-	1,158	119,231	104,480	1,077,126
58	41,166	116,769	70,233	-	-	14,593	242,762	134,637	-	-	-	1,335	135,972	106,790	1,183,931
59	47,756	137,786	73,703	-	-	15,457	274,701	153,184	-	-	-	1,423	154,607	120,094	1,304,035
60	59,177	156,314	83,665	-	-	16,556	315,711	174,288	-	-	8,455	1,574	184,316	131,395	1,262,258
61	57,993	152,116	78,273	9,268	-	17,248	314,898	185,333	33,544	-	8,708	1,688	229,273	85,625	1,347,917
62	60,415	159,499	74,574	11,096	-	17,651	323,236	218,115	42,050	-	8,969	1,823	270,957	52,279	1,400,217
63	63,052	171,213	74,051	18,901	-	19,296	346,513	234,512	45,381	-	9,238	1,819	290,950	55,563	1,456,671
平成 元	73,218	187,065	81,337	22,376	-	19,533	383,530	257,210	44,320	-	9,515	1,839	312,883	70,647	1,527,702
2	84,074	200,309	78,535	26,423	53,270	18,497	461,107	275,597	45,959	55,249	0	2,010	378,815	82,292	1,610,033
3	86,519	203,080	98,305	31,383	72,127	45	491,459	293,194	47,963	74,526	0	2,055	417,738	73,720	1,683,753
4	87,444	208,195	94,460	32,549	79,892	59	502,599	310,535	52,274	82,265	0	1,988	447,082	55,516	1,739,270
5	88,044	212,780	96,879	36,659	85,124	97	519,583	321,265	53,895	87,120	0	2,077	464,357	55,226	1,794,496
6	93,360	214,464	96,003	39,954	93,064	54	536,900	333,430	57,799	95,014	0	1,989	488,233	48,668	1,843,163
7	106,080	230,408	94,675	42,381	103,916	81	577,540	352,088	63,061	105,173	0	2,084	522,405	55,135	1,898,298
8	111,591	236,046	139,984	43,100	114,306	71	645,099	353,528	64,080	115,599	0	4,967	538,174	106,924	2,005,223

(注) 1. 日本電信電話共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。

(2) 基礎年金勘定 (百万円)

年度	収入			支出			年度末 積立金
	拠出金等収入		運用収入	基礎年金		その他	
	基礎年金 拠出金	特別 国庫負担		給付費	交付金		
昭和61	4,688,883	352,853	5,041,737	53,775	5,095,514	2	94,395
62	5,863,292	398,164	6,261,457	52,071	6,409,140	2	262,102
63	5,978,630	488,809	6,437,439	62,775	6,763,814	2	527,500
平成元	5,948,464	446,831	6,395,295	65,580	6,991,010	2	679,884
2	6,563,995	422,061	6,986,056	66,036	7,735,568	2	673,351
3	7,285,732	460,491	7,746,223	70,515	8,493,468	2	743,739
4	8,228,323	446,915	8,675,238	74,817	9,497,339	2	870,627
5	8,990,817	450,121	9,440,938	58,485	10,374,093	2	999,505
6	9,565,915	488,856	10,034,771	92,209	11,131,225	2	1,161,456
7	10,542,701	487,790	11,030,491	76,670	12,274,111	2	1,266,646
8	11,015,122	499,918	11,515,040	69,970	12,857,532	2	1,232,811
9	11,365,366	497,294	11,862,660	61,551	13,163,091	2	1,138,456
10	12,159,012	489,780	12,648,792	38,457	13,831,342	2	1,041,508
11	12,782,826	477,756	13,260,582	38,620	14,346,244	2	962,029
12	13,300,151	481,568	13,781,719	30,441	14,779,812	2	1,006,096
13	13,705,264	482,764	14,188,028	20,910	15,220,200	2	1,146,133
14	14,321,906	475,681	14,797,587	17,463	15,966,496	2	1,367,171
15	14,889,711	475,479	15,365,190	7,899	16,745,977	2	1,528,528
16	15,542,696	473,595	16,016,291	8,257	17,557,478	2	1,548,919
17	16,380,029	488,513	16,868,542	8,303	18,430,181	2	1,414,181
18	17,209,375	498,591	17,707,966	11,476	19,138,101	2	1,432,231

年金扶養比率の推移

長期時系列表 - 3

年度	厚生年金			国民年金		国民年金 基礎年金
	厚生年金	厚生年金 国民年金	国民年金	国民年金	国民年金	
昭和45	42.16	42.78	18.82	9.54	11.10	23.16
46	36.94	37.45	17.09	8.40	10.13	75.83
47	33.02	33.44	15.53	7.53	9.48	67.99
48	30.23	30.61	14.10	6.88	8.91	62.48
49	26.27	26.58	12.56	6.30	8.03	60.60
50	22.64	22.90	10.60	5.79	7.03	58.60
51	19.08	19.29	9.04	5.39	6.42	55.91
52	16.44	16.61	7.81	5.06	5.94	54.55
53	14.55	14.72	6.84	4.68	5.47	53.40
54	13.30	13.45	5.77	4.37	5.04	52.42
55	12.33	12.48	5.10	4.11	4.72	51.91
56	11.36	11.51	4.35	3.85	4.29	51.61
57	10.46	10.60	3.76	3.62	3.84	51.41
58	9.53	9.66	3.21	3.41	3.41	51.19
59	8.84	8.97	2.72	3.20	3.03	50.87
60	8.15	8.29	2.23	2.97	2.80	50.52
61	7.39	7.51	1.85	2.78	2.54	50.34
62	7.03	7.15	1.65	2.64	2.28	50.19
63	6.81	6.92	1.50	2.50	2.04	50.04
平成元	6.64	6.74	1.38	2.38	1.99	49.89
2	6.51	6.61	1.26	2.26	1.82	49.74
3	6.40	6.50	1.15	2.16	1.66	49.59
4	6.14	6.24	1.05	2.04	1.51	49.44
5	5.83	5.93	0.95	1.92	1.36	49.29
6	5.53	5.63	0.85	1.80	1.21	49.14
7	4.98	5.08	0.75	1.68	1.06	48.99
8	4.76	4.86	0.65	1.56	0.91	48.84
9	4.28	4.38	0.55	1.44	0.76	48.69
10	4.01	4.11	0.45	1.32	0.61	48.54
11	3.79	3.89	0.35	1.21	0.46	48.39
12	3.57	3.67	0.25	1.09	0.31	48.24
13	3.33	3.43	0.15	0.97	0.16	48.09
14	3.17	3.27	0.05	0.85	0.01	47.94
15	3.00	3.10	0.05	0.73	0.01	47.79
16	2.91	3.01	0.05	0.61	0.01	47.64
17	2.87	2.97	0.05	0.49	0.01	47.49
18	2.82	2.92	0.05	0.37	0.01	47.34

(注) 1. 厚生年金は昭和59年4月に国民年金に統合され、国民年金は昭和61年4月に厚生年金に、日本郵政、日本電信電話及び日本たばこ工業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に、農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。
2. 基礎年金は、被用者年金のみを基礎年金とする受給権者を含む。

(参考) 最近の経済等の状況

年金の財政状況を見る上では、その背景となる実態経済の状況を把握した上で行う必要がある。以下は、最近の経済等の概要である。

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
①消費者物価増減率 (%)、暦年)	-0.9	-0.3	0.0	-0.3	0.3
②賃金指数の増減 (%)、年度)	-2.7	-0.9	-0.3	0.7	0.1
③TOPIXの増減 (%)、年度末)	-25.67	49.65	0.25	46.18	-0.84
④日経平均株価の増減 (%)、年度末)	-27.68	46.94	-0.40	46.20	1.34
⑤公定歩合 (%)、年度末)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.75
⑥実質GDP成長率 (%)、年度)	1.1	2.1	2.0	2.4	2.5
⑦運用ベンチマーク					
国内債券 (%)	4.26	-1.74	2.09	-1.40	2.17
⑧ (年度)					
国内株式 (%)	-24.83	51.13	1.42	47.85	0.29
⑨					
外国債券 (%)	15.47	0.15	11.32	7.73	10.24
⑩					
外国株式 (%)	-32.37	24.70	15.70	28.52	17.85
⑪円ドルレート (円、年度末)	119.02	103.95	106.97	117.47	118.05
⑫完全失業率 (%)、暦年)	5.4	5.3	4.7	4.4	4.1
⑬生産年齢人口 (千人、10月1日)	85,706	85,404	85,077	84,422	83,731
⑭合計特殊出生率 (暦年)	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32
⑮65歳の平均余命(男) (年、暦年)	17.96	18.02	18.21	18.13	18.45
⑯同 (女) (年、暦年)	22.96	23.04	23.28	23.19	23.44

注：①、⑫、⑬は総務省、②、⑭～⑯は厚生労働省、⑤、⑪は日本銀行、⑥は内閣府、⑦～⑩は年金積立金管理運用独立行政法人（17年度以前は旧年金資金運用基金）の資金運用事業の状況により、それぞれNOMURA-BPI総合、TOPIX（配当込み）、シティグループ世界国債インデックス（除く日本）、MSCI-KOKUSAI（配当込み）である。

用語解説 (五十音順)

○解散厚生年金基金等徴収金

厚生年金基金が確定給付企業年金に移行する際、代行部分に関する権利義務は国に戻るが、それに伴って解散厚生年金基金等から国庫に納められるもの。物納による徴収分は、ここには含まず、直接積立金に入る。

○基礎年金給付費

昭和60年改正後の国民年金（新法国民年金）の老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用のことであり、全国民共通の給付として国民年金特別会計基礎年金勘定から支払われる。

○基礎年金拠出金

基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、国民年金特別会計基礎年金勘定に納付する又は繰り入れる額のことである。

公的年金各制度は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、被保険者数（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して負担する。ただし、毎年度の決算額は、前々年度の精算額と当年度の概算額をもととする額である（概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。）。

●保険料・拠出金算定対象額

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額

●基礎年金拠出金算定対象者

国民年金にあつては保険料納付済期間又は保険料4分の1免除期間又は保険料半額免除期間又は保険料4分の3免除期間を有する第1号被保険者（任意加入者も含む）、被用者年金にあつては第2号被保険者で20歳以上60歳未満の者及び第3号被保険者

●基礎年金拠出金単価

基礎年金拠出金算定対象者1人当たり保険料・拠出金算定対象額

●各制度が負担する基礎年金拠出金額

基礎年金拠出金単価×当該制度の基礎年金拠出金算定対象者数

[⇒図2 公的年金制度の財政収支（概念図） 参照]

○基礎年金交付金

昭和60年改正前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てる分として、国民年金特別会計基礎年金勘定から国民年金（国民年金勘定）及び被用者年金各制度に繰り入れられる又は交付される額のことである。

[⇒図2 公的年金制度の財政収支（概念図） 参照]

○基礎年金相当給付費〔＝みなし基礎年金給付費〕

昭和60年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち、基礎年金に相当する給付に要する費用のことである。みなし基礎年金給付費ともいう。

○旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入（年金資金運用基金資産承継収入）

「財政融資資金繰上償還等資金財源」の項を参照。

○給付費

厚生年金にあっては「保険給付」に、国共済・地共済・私学共済にあっては「長期給付」に、国民年金（国民年金勘定）にあっては昭和60年改正前の旧法国民年金の「給付」及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の「給付」に、それぞれ要する費用のことである。

（留意点）

- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用（基礎年金給付費）は含まれず（これは国民年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費が含まれる。
- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、老齢福祉年金の給付に要する費用は含まれない（福祉年金勘定に含まれる）。
- ・被用者年金各制度の給付費には、基礎年金給付費は含まれず（これは国民年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費が含まれる。
- ・被用者年金各制度の給付費には、原則60～64歳の者に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の給付に要する費用が含まれるが、これには報酬比例部分のほか定額部分も含まれる。

〔⇒図1 被用者年金の給付構造 参照〕

○金銭信託

信託の引受のときの財産が金銭である「金銭の信託」のうち、信託終了時に信託財産を金銭に換価し受益者に金銭で交付する信託。

○厚生年金基金の代行部分

「代行部分」、「免除保険料」、「政府負担金」の項を参照。

○厚生年金の実績推計

厚生年金の実績を平成16年財政再計算において作成される将来見通しと比較できるように加工したものである。

厚生年金の平成16年財政再計算では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されている。さらに、将来見通しにおいて、返済期日の定まっていない国庫負担繰延額などの未収納部分については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、厚生年金の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「実績推計」が作成されている。

- 1) 保険料収入に、厚生年金基金に係る免除保険料を加える。
- 2) 基礎年金交付金及び職域等費用納付金を、収支両面から除く。すなわち、収入から基礎年金交付金及び職域等費用納付金を除き、給付費から基礎年金交付金相当額及び職域等費用納付金相当額を控除する。
- 3) 2)の修正後の給付費に、厚生年金基金から給付されている代行給付分（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加え、その他支出から政府負担金を控除し、政府負担金相当額を給付費に加える。
- 4) 積立金額に厚生年金基金の最低責任準備金及び国庫負担繰延額を加える（平成17年度までは公社未移換積立金残高も加える）。
- 5) 収入から積立金相当額納付金、解散厚生年金基金等徴収金及び積立金より受入を除き、その他収入から年金資金運用基金資産承継収入を控除する（平成17年度については、その他支出から財政融資資金繰上償還等資金財源を控除する）。
- 6) 運用収入に4)の修正等により発生したであろう運用収入を加える。
- 7) 4)の積立金にさらに、独立行政法人への出資金のうち将来の給付費等への充当を予定している分を加える。

○国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金

●国共済組合連合会等拠出金収入

旧三公社共済組合（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合（平成9年4月）に伴う支援措置に基づき、厚生年金における国共済、地共済、私学共済及び農林年金から納付される拠出金収入の合計額のことである。

●年金保険者拠出金

旧三公社共済組合の共済年金の厚生年金への統合（平成9年4月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金の各制度における厚生年金に納付する拠出金のことである。この合計額は国共済組合連合会等拠出金収入と一致する。

○国共済と地共済の財政調整

国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成16年10月から実施されている両制度間の財政調整のことであり、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整A）と年金給付に支障を来さないための財政調整（財政調整B）がある。この財政調整による拠出金が「財政調整拠出金」、その受入れ額が「財政調整拠出金収入」である。

○国共済+地共済

国共済と地共済は、平成16年度から財政単位が一元化され、財政再計算では国共済と地共済の財政を一体として扱って将来見通しが示されており、参考として、国共済、地共済各々の将来見通しも示されている。一方、決算については国共済と地共済でそれぞれ個別に行われている。本報告では、国共済・地共済合算分を「国共

「国共済+地共済」と表記することとし、国共済、地共済の決算ヒアリングの結果を基に「国共済+地共済」の数値を作成し、国共済、地共済それぞれに加え、「国共済+地共済」についても実績と平成16年財政再計算結果との比較を行う。

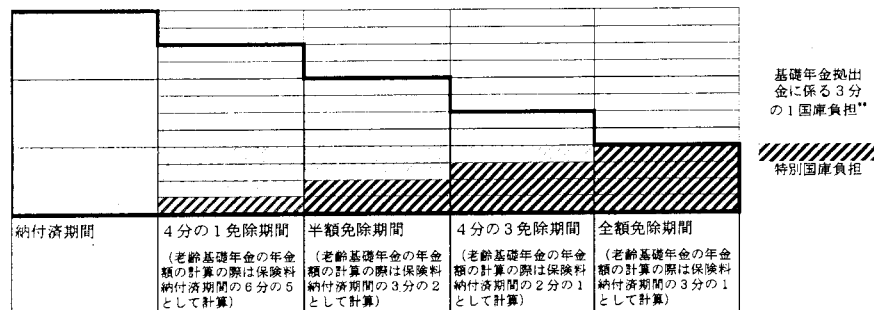
○国庫・公経済負担

公的年金各制度の基礎年金拠出金の3分の1（平成16年度から引上げに着手し、平成21年度までに2分の1へ引上げ。なお、18年度は約35.8%（3分の1+1000分の25）、19年度は約36.5%（3分の1+1000分の32）まで引き上げられている。）に相当する額、被用者年金制度にあっては昭和36年4月前の加入期間に係る給付に要する費用（恩給公務員等期間に係る費用は除く。）の一定割合（厚生年金は20%、国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%）に相当する額、国民年金にあっては国民年金の保険料免除期間に係る基礎年金給付費の全額（全額免除期間）又は2分の1（4分の3免除期間）又は4分の1（半額免除期間）又は10分の1（4分の1免除期間）^{注1}、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の一部など^{注2}を国庫又は地方公共団体等が負担するものとされており、これらの負担額のことである。

なお、基礎年金拠出金の国庫・公経済負担割合が平成21年度までに2分の1に引き上げられるに伴い、保険料免除期間に係る給付費の国庫負担割合も引き上げられることとされている。

注1 国民年金保険料免除期間に係る国庫負担

（網掛け部分、太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当、平成18年7月以降*）



* 平成18年7月から保険料4分の3免除制度及び4分の1免除制度が実施された。
 ** 平成21年度までに2分の1に引き上げられることになっている。

注2 上記以外の国庫・公経済負担の例

- ・旧法国民年金の保険料免除期間に係る給付費に対するもの、旧法障害福祉年金等の40/100^{*}、優遇分（いわゆる嵩上げ（カサ上げ）加算分）の4分の1及び5年年金の8分の1
- ・旧法被用者年金の老齢年金に相当する分のうち国民年金の嵩上げ相当分の4分の1
- ・新法国民年金の付加年金に対するもの

など
 * 平成17年度まで。平成18年度は38/100、平成19年度は37/100。

○国庫負担の繰延べ

過去においては、国の厳しい財政状況に鑑み、年金財政に支障が生じないように配慮しつつ、やむを得ない措置として、厚生年金・国民年金の国庫負担の一部が繰延べられた年度がある。

○国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）

国民年金の被保険者は、第1号被保険者（第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の者。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など）、第2号被保険者（被用者年金の被保険者。ただし、65歳以上で老齢給付の受給権を有する者は除く。）、第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）、任意加入被保険者である。

国民年金の給付には、基礎年金勘定から支給される全国民共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）がある。また、国民年金勘定から支給される第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）に係る付加年金等の国民年金独自の給付や、昭和60年改正前の旧法による年金の給付がある。

本報告では、基礎年金勘定に係る事項については「国民年金（基礎年金勘定）」と、国民年金勘定に係る事項については「国民年金」あるいは「国民年金（国民年金勘定）」と表記する。

なお、単に「国民年金」と呼ぶ場合には、国民年金全体という意味で用いる場合と、国民年金（国民年金勘定）という意味で用いる場合がある。

○国民年金の実績推計

国民年金の平成16年財政再計算では、国庫負担繰延額などの未収部分については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、国民年金の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「実績推計」が作成されている。

- 1) 基礎年金交付金を収支両面から除く。すなわち、収入から基礎年金交付金を除き、給付費から基礎年金交付金相当額を控除する。
- 2) 積立金額に国庫負担繰延額を加える。
- 3) 収入から積立金より受入を除き、その他収入から年金資金運用基金資産承継収入を控除する（平成17年度については、その他支出から財政融資資金繰上償還等資金財源を控除する）。
- 4) 2)の積立金額にさらに、独立行政法人への出資金のうち将来の給付費等への充当を予定している分を加える。

○財政検証

平成13年3月16日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に行う検

証のことである。旧社会保障制度審議会年金数理部会においても、平成8年3月8日付けの閣議決定において、同様のことを行うこととされていた。

なお、平成16年の制度改革により保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金においては、今後は財政再計算の仕組みに代わって、少なくとも5年ごとに、「財政の現況及び見通し」の作成を行うこととなった。このことについて財政検証と呼ばれる場合もある。

○財政再計算

公的年金の保険料(率)及び財政見通しは、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されるものであるが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならず、その場合、予定した長期的な収支均衡が図れない恐れがあることになるので、少なくとも5年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提を改めた上で再度計算し、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料(率)及び財政見通しを見直している。これが財政再計算である。給付設計の見直しなどの制度改革も併せて行われることが多い。

なお、平成16年の制度改革で保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金は、今後は財政再計算の仕組みに代わって、「財政の現況及び見通し」の作成を行うこととなった。

○財政の現況及び見通し

平成16年の制度改革で、厚生年金、国民年金については、今後は財政再計算の仕組みに代わって、少なくとも5年ごとに、財政の現況及び財政均衡期間における見通し(以下、「財政の現況及び見通し」という。)の作成を行うこととなった。ここで、財政均衡期間とはおおむね100年間とされ、また、この財政の現況及び見通しが作成された場合は、速やかに公表するものとされている。なお、この財政の現況及び見通しの作成時の次の作成時までの間に所得代替率が50%を下回るような給付水準となることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

○財政融資資金繰上償還等資金財源

平成17年度末に旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、年金住宅等融資事業に係る財政融資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要な費用等を平成17年度に厚生年金、国民年金から支出したものである。なお、平成18年度以降は、年金住宅融資回収金等が厚生年金、国民年金の収入となっている。(平成18年度は、「旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入」(年金資金運用基金資産承継収入)として、それぞれの会計に計上されている。)

○実質的な運用利回り

年金制度においては、名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る分のことを実質的な運用利回りという。

$$\text{実質的な運用利回り} = (1 + \text{名目運用利回り}) / (1 + \text{名目賃金上昇率}) - 1$$

長期的にみると、年金給付費は名目賃金上昇率に連動して増加する。また、保険料及び国庫・公経済負担も名目賃金上昇率によって増加する。したがって、積立金の相対的水準が実績と将来見通しとで変わらないことを確認するためには、名目賃金上昇率の乖離分を取り除いて考えることが適当である。

このため、実績と財政再計算結果との比較に当たり、運用利回りの実績を財政再計算が前提としている運用利回りと比較する際は、実質的な運用利回りについて行うことが適当である。

○実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ &\quad + \text{制度間調整拠出金}^{\text{注}} - \text{制度間調整交付金}^{\text{注}} \\ &\quad + \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済組合連合会等拠出金収入} \\ &\quad + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ &\quad - \text{追加費用} \\ &\quad - \text{職域等費用納付金} \\ &= \text{基礎年金拠出金} + \text{独自給付費} \end{aligned}$$

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、制度が社会保険方式として負担するという意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的な」とは意味が異なる。

注 制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成9年4月1日廃止)に基づき、下記調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の制度間調整勘定に繰り入れる又は拠出する額のことである(精算措置があるため平成11年度まで発生する。)

また、制度間調整交付金とは、同法に基づき、厚生年金の制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられる又は交付される額のことである(精算措置があるため平成11年度まで発生する。)

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分に係る費用負担を調整するもので、平成元年の年金制度改革において、公的年金一元化が行われるまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和59年の国家公務員